

交付決定者向け

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金

経営革新事業 【6次公募】

補助金交付のための事務手引書

2023年9月21日 (Ver.1.1)

補足:「補助金交付のための事務手引書」の構成と記載内容

「補助金交付のための事務手引書」は、本書および 3 つの別紙から構成されています。補助事業の遂行にあたっては、必ず別紙も併せて確認してください。

補助金交付のための事務手引書 ※本書

交付決定～補助金の交付・その後の対応に至るまで、対応が必要となる事項と留意点について取りまとめた資料となります。

<掲載内容>

※以下は概要となります。

- ・補助事業期間中の要対応事項に関する案内
- ・補助事業完了時の報告（実績報告）に関する案内
- ・検査の実施や補助金の交付等に関する案内
- ・後年の対応事項について

(別紙1) 申請内容変更時の対応整理表

補助事業を実施する中で、交付申請時の内容に変更が生じる場合について取りまとめた表となります。

<掲載内容>

- ・変更自体の可否
- ・変更が可能である場合に使用する様式番号
- ・変更に伴い必要となる証憑 等

<入手方法>

- ・本補助金WEBサイトよりダウンロードしてください。

(別紙2) 証拠書類等の準備に係る留意点

実績報告時に提出が必要となる証拠書類の詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- ・調達期間や支払方法に関する留意点
- ・経費区分別に必要となる証拠書類の詳細
- ・実績報告類型番号別の必要書類に関する案内 等

<入手方法>

- ・本補助金WEBサイトよりダウンロードしてください。

(別紙3) 実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル

実績報告時に提出が必要となる様式の記入方法の詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- ・様式番号別の記入内容と留意点
- ・実績報告の提出に関する案内等（※予定） 等

<入手方法>

- ・本補助金WEBサイトよりダウンロードしてください。（※後日掲載予定）

【はじめに】

補助金交付のための事務手引書について

『補助金交付のための事務手引書』は、中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金」(以下、「補助金」という。)のうち、経営革新事業において、『事業承継・引継ぎ等補助金交付規程(以下「交付規程」という。)』の第7条第1項の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者(以下、「補助事業者」という。)が、補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を行うにあたり、遵守いただく規程及び手続等について解説したものです。

事業実施にあたっての留意事項

補助事業の実施に当たっては、国が行う補助事業と同様に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定が適用され、補助事業者は当該法律に則った報告等の責務を負っていただることとなります。

補助事業者において、上記の法律、『交付規程』、当該制度に係る『公募要領』及びその他の定めに違反した場合や、虚偽申請・報告等の不正行為が発覚した場合は、補助事業期間中のみでなく、補助金交付後においても、補助事業に係る交付決定の取消しを行います。更に、交付済みの補助金が有る場合は返還請求を行い、厳正に対処します。

尚、適正な事業の実施がなされていることを確認するため、事務局は事業実施期間(以下、「補助事業期間」という。)において必要の都度、補助事業の現地調査等を行います。

補助事業者におかれましては、適正な事業の実施のため、本手引書を熟読された上で補助事業に臨んでいただきますようお願いいたします。

その他、ご不明な点については事務局迄、お問い合わせをお願いいたします。

【その他ご留意いただきたい事項】

- ・本補助金は、事業承継・引継ぎ補助金 Web サイト(以下、「補助金 Web サイト」という。)上では「経営革新事業」と表記しております。
- ・様式等のファイルをダウンロードされる際には、間違いないようご注意ください。
- ・各種様式につきましては必ず補助金 Web サイトに掲載されている様式を使用してください。
※なお、現在、補助金 Web サイトに掲載されていない様式につきましては後日、掲載する予定です。

目次

1. 交付決定後の事務手続きについて	4
1.1. 交付決定	4
1.2. 業者等の選定に関する基本方針	4
1.3. 補助事業期間中の手続等	5
(1) 申請内容の変更が生じた場合の各種手続	6
(2) 補助事業の実施状況に関する調査及び報告	10
(3) 実績報告に向けた各種書類の入手・保管	10
(4) 承継完了報告	10
(5) その他	16
1.4. 補助事業の完了時の手続等	17
(1) 実績報告	18
(2) 補助金額の確定	21
(3) 補助金の交付	21
1.5. 補助事業終了後の手続等	22
(1) 証拠書類等の保管	22
(2) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書	22
(3) 取得財産等の管理及び処分	22
(4) 経過報告	23
(5) 事業の廃止	23
(6) 収益納付	23
(7) 産業財産権等の取得等に伴う届出	24
1.6. 経費処理の一般的注意事項	24
(1) 経費処理の証拠書類の整理について	24
(2) 経費区分における適切な費目の申請について	24
2. 検査	25
2.1 検査の概要	25
2.2 検査の着眼点	25
2.3 確定検査の実施に際して	25

【別紙】

- ①(別紙 1)申請内容変更時の対応整理表
- ②(別紙 2)証拠書類等の準備に係る留意点
- ③(別紙 3)実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル（後日、補助金 Web サイトに掲載）

1. 交付決定後の事務手続きについて

1.1. 交付決定

事務局は、jGrants(ジグランツ)にて提出された交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1により補助金交付決定通知書を交付申請者に送付しています。

交付決定の通知は jGrants を通じて実施されます。『補助金交付決定通知書(様式第1)』は、jGrants 上の交付申請フォーム内からダウンロードすることで確認が可能です。

(事業承継・補助事業実施における留意点)

- ・補助事業者は交付決定に伴い、jGrants 交付申請フォーム、「交付申請(別紙)」、「事業承継に係るスキーム図」等へ記載した内容(事業承継スキーム及び事業計画)に沿って補助事業を実施して頂きます。
- ・事業承継の実態(承継者、被承継者、スキーム等を含む)や補助事業内容、補助対象経費の内容及び経費支払負担者が、交付申請時の内容と相違する場合は、交付決定を受けていても補助金交付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。
- ・交付申請内容に変更が生じた場合は、申請内容の変更可否と必要な手続を本事務手引書等で確認の上、速やかに事務局への報告・申請を実施してください。

1.2. 業者等の選定に関する基本方針

補助事業者が補助事業実施のために、『補助金交付決定通知書(様式第1)』に記載された補助事業期間において発注・納品・検品・請求・支払まで終えた経費のうち、補助金交付予定額の範囲内で事務局が認めたものが交付対象となります。

補助対象経費は、1件(案件・発注)50万円以上(税抜)の支払いを要するものについては原則として2者以上から見積(相見積)を取得する必要があります、その中で最低価格を提示した者を選定する必要があります(下枠内に記した一部経費区分を除く)。

また、1件50万円未満の場合でも、可能な範囲で相見積を取得してください。(相見積を取得していない場合であっても、発注先からの見積は必要です)。

(経営革新事業の相見積について)

- ・ 経費区分のうち、「店舗等借入費」、「広報費(うち展示会出展費用)」、「謝金」、「旅費(旅行代理店費用は除く)」については、金額を問わず相見積の取得は必要ありません。
- ・ 経費区分のうち、「外注費」、「委託費」については1件50万円未満であっても原則として相見積を取得する必要があります。
- ・ 相見積の取得が不要となるのは、【公募要領】(別紙)補助対象経費の「補足:相見積取得が不要な条件」に記載されている条件に該当する場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必須となります。
- ・ 『選定理由書(様式第5-3-7)』は、提出することで必ずしも随意契約が認められるものではない点にご留意ください。

なお、取得した見積等は実績報告の際に他の証憑とともに提出していただきます。提出書類に関する詳細は、『(別紙2)証拠書類等の準備に係る留意点』をご確認ください。

1.3. 補助事業期間中の手続等

交付申請内容に基づく審査の結果、交付決定を受けた補助事業者においては、『補助金交付決定通知書（様式第1）』に記載された補助事業期間の中で、交付申請フォームに記載した事業計画に沿って、補助事業を実施して頂きます。

当該事業を実施していく中で対応すべきことを以下にまとめておりるので、必ず目を通して事業に臨んでください。

【補助事業期間中に対応すべきこと】

補助事業期間中に対応すべきこととして、以下(1)～(5)があります。

- (1)申請内容の変更が生じた場合の各種手続 … 補助事業の実施において、交付申請時に提出した各種内容から変更が生じた場合、変更内容によっては事務局に速やかに当該内容を報告し、所定の手続を実施する必要があります。
- (2)補助事業の実施状況に関する調査及び報告 … 補助事業の進捗等について、補助事業者は事務局に状況報告を実施する必要があります。
- (3)実績報告に向けた各種書類の入手・保管 … 補助事業者は補助事業の完了後、事業実施状況および経費発生状況等の実績につき、報告書および各種証憑を取りまとめた上で事務局宛に「実績報告」を実施する必要があります。実績報告時に提出を求められる証憑については、補助事業期間内に都度入手し、保管して頂きます。
- (4)承継完了報告 … 2017年4月1日～補助事業完了期限日（=事業承継対象期間）に完了した事業承継が本補助事業の要件を満たすものかを確認するため、事業承継完了証憑を事務局に提出して頂きます。
- (5)その他 … 上記(1)～(4)以外に、事務局より報告または各種書類の提出を求める場合においては、都度対応してください。

※ 共同申請者が各種申請・報告等の対象となる場合は、申請者が各手続を実施してください。

なお、上記事務局への報告や様式書類の提出等は全て「jGrants（J グランツ）」から実施して頂きます。

jGrantsからの書類提出については、以下のルールに沿って実施してください。

(jGrantsによる書類提出ルール)

1. jGrants 上に入力フォームが用意されている様式等については、当該入力フォームに直接入力する。
2. jGrantsを利用してファイルを提出する場合、添付するファイルの形式は下記のとおりとする。
 - ・ 各種様式:Excel／Word 形式
(各種様式は補助金 Web サイトに順次掲載しますので、ダウンロードの上、入手してください。)
 - ・ 証拠書類等:PDF 形式
(ファイルの名称は、「【交付申請番号】+「書類名」で指定してください。
【交付申請番号】書類名.pdf 例 【KK0999】履歴事項全部証明書.pdf)
3. ファイルのパスワードは設定せずに提出する。

(1) 申請内容の変更が生じた場合の各種手続

交付申請時の内容に変更が生じた場合、変更内容によっては事務局に速やかに当該内容を報告し、所定の手続を実施する必要があります。補助事業の実施にあたり、経済性・効率性等の理由等から計画内容の変更を希望する場合や、補助事業者及び連絡先等の登録情報に変更があった場合には、jGrants の該当フォームから事務局に対して変更手続を実施してください。

(1)-1. 申請内容の変更が生じた場合の、事務局への報告・手続の種類

事務局への報告・手続には、「①計画変更(等)承認申請」「②補助金登録変更」「③事故報告」の3種類があります。それぞれ指定の様式に必要事項を記入の上、必要に応じて証憑等を添付して jGrants から手続を実施して頂きます。

① 計画変更(等)承認申請 … 計画内容の変更に伴う事務局への報告・承認申請

事業承継の形態に変更が生じた場合や、交付申請時に記載した補助対象経費の使途に変更が生じ、「他の経費区分への振替(経費区分間の振替／10%以内の流用を除く)」を行う場合には、『計画変更(等)承認申請書(様式第2)』によって事務局へ変更を申請し、承認を受ける必要があります。

当該計画内容の変更を行う場合には、当初の補助事業の目的が変わっておらず、単にその手段が変化した等、事業の実態が変わらない場合で、事務局が認めた場合に限り承認されるものである点、ご留意ください。

(計画変更承認申請実施上の注意点)

※変更内容によっては、補助対象とならない場合(承認できない場合)があります。

※経費区分とは、謝金、外注費、委託費等、各経費(費目)の区分を指します。

② 補助金登録変更 … 補助事業者等に関する登録情報の変更

補助金交付申請時の jGrants に入力(登録)した補助事業者等に関する基本情報等を変更する場合には、『補助金登録変更届(様式第16)』による事務局への届出が必要になります。尚、当該登録内容の変更是、次項「(1)-2. 申請内容の変更可否について」に記載された「補助事業期間中に変更可能な申請内容」に該当する内容であり、事務局による届出受理が完了したものに限られる点、ご留意ください。

③ 事故報告 … 補助事業における事故報告

次項「(1)-2. 申請内容の変更可否について」において「補助事業期間中に変更できない申請内容」に該当する変更が生じた場合は、『事故報告書(様式第3)』による事務局への報告が必要になります。

また、補助事業者において補助事業期間中(申請取り下げ期間を除く)に補助事業の遂行が困難になり、中止せざるを得ない状況が発生した場合及び、補助金交付について辞退しようとする時にも、『事故報告書(様式第3)』による報告が必要になります。

『事故報告書(様式第3)』が事務局によって受理され、事務局が当該事故報告を承認した段階で、補助事業の中止及び補助金交付の辞退が完了します。事故報告を実施した場合、それまでの補助事業の中で補助対象経費が発生していても、補助金の交付を受けることはできませんので、ご留意ください。

【提出書類等について】

上記①～③の報告・手続に使用する様式は、以下のとおりです。

使用する様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①計画変更(等)承認申請 … <u>計画変更(等)承認申請書(様式第2)</u> ・ ②補助金登録変更 … <u>補助金登録変更届(様式第16)</u> ・ ③事故報告 … <u>事故報告書(様式第3)</u>
添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』に基づく添付書類(該当のある場合)

※『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』に記載のない変更が生じる場合は必ず事前に事務局にご相談ください。

※ 変更内容によっては、補助対象外となる場合があります。

変更の可否については、以下の「(1)-2.申請内容の変更可否について」及び、『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』を確認してください。

(1)-2. 申請内容の変更可否について

申請内容の変更が生じた場合は、該当の変更事由が補助事業期間中に変更可能か否かをまず確認してください。「補助事業期間中に変更できない申請内容」に変更が生じた場合は、補助対象外となる場合があります。変更可否の確認に際しては、以下の記載や別資料として案内している『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』を参照してください。

【補助事業期間中に変更可能な申請内容】

下表に記載のあるケースに該当する場合には、『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』を確認し、各証拠書類をPDF形式とした上で、『計画変更(等)承認申請書(様式第2)』または『補助金登録変更届(様式第16)』と共にjGrants上から事務局に提出してください。

引継ぎ形態の変更	
引継ぎ形態の変更	公募要領「6.2.経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で補助事業者別に規定された経営資源引継ぎ形態の変更
補助事業者(承継者)に係る情報の変更	
基本情報の変更	法人名の変更 法人格の変更（但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人格に限る） 屋号の変更（個人事業主の場合） 個人による開業（個人→個人事業主への変更） 個人又は個人事業主による法人成（但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人に限る）
住所の変更	法人の承継者における本社所在地の変更 個人事業主の承継者における所在地の変更
代表者の変更	法人の承継者における代表者の変更 法人の承継者における代表者氏名の変更(改名) 個人事業主の承継者における代表者氏名の変更(改名)

共同申請者かつ実績報告類型番号が5、7、8(8は株式移転に限る)の被承継者に係る情報の変更	
基本情報の変更	法人名の変更
	法人格の変更(但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人格に限る)※
住所の変更	法人の被承継者における本社所在地の変更
	法人の被承継者における代表者の変更
代表者の変更	法人の被承継者における代表者氏名の変更(改名)
補助対象経費の変更	
他の経費区分への振替(注1、2)	申請時の補助対象経費における、他の経費区分への経費の振替(申請時に計上されていない経費区分の新設を含む)
連絡先等の変更	
連絡先の変更	補助事業者の連絡先情報の変更
認定経営革新等支援機関の変更	交付申請時の認定経営革新等支援機関の変更

(注1)経費区分に配分された額の10%以内の流用を除く。

(注2)他の経費区分への振替に係る『計画変更(等)承認申請書(様式第2)』の提出が必要となるのは、以下に図示した場合です。

【(注2)補足:経費区分の振替等発生時の『計画変更(等)承認申請書(様式第2)』の提出要否】



※1 上記図中の「流用増減10%超」とは、振替先又は振替元のいずれかにおいて、その変動割合が10%を超えることを意味します。例えば、振替先の増加割合が8%であったとしても、振替元の減少割合が20%であれば承認申請書の提出が必要ということになります。

【補助事業期間中に変更できない申請内容】

下表に記載されている内容は、本補助金においては変更することが出来ません。

申請内容を変更せざるを得ない状況が生じ、当該変更内容が下表に記載されたケースに該当する場合は、補助事業の中止・辞退の取り扱いとなるため、『事故報告書(様式第3)』による事務局への報告が必要となります。

その場合は、『(別紙1)申請内容変更時の対応整理表』を確認し、遅滞なく事故報告を実施してください。

補助事業者の変更	
補助事業者の変更	「補助事業者としての権利」の他者への譲渡(地位を承継する場合を除く)
	法人における合併等における、中小企業者の定義に該当しない者への地位の承継(株主の変更により、補助事業者の要件である中小企業者等の要件を満たさなくなる場合を含む)
	個人事業主の承継者における代表者の変更
支援類型の変更	
支援類型の変更	支援類型(創業支援型、経営者交代型、M&A型)の変更
補助事業期間の変更	
補助事業期間の変更	補助事業の開始日の変更や、補助事業期間の延長等の変更
事業承継の形態等の変更	
引継ぎ形態の変更	『公募要領』において補助事業者別に規定された引継ぎの形態以外への変更
事業承継の中止	計画していた事業承継の中止
共同申請者かつ実績報告類型番号が5、7、8(8は株式移転に限る)の被承継者の変更	
共同申請者の変更	共同申請者たる被承継者の変更
補助対象経費の変更	
事業費・廃業費間での振替(注1)	事業費(又は廃業費)に属する経費の、廃業費(又は事業費)に属する経費への振替
その他	
遂行状況の変更	補助事業の継続が困難となった場合

(注1) 事業費・廃業費間での経費振替とは以下のような場合です。

【(注1)補足:事業費・廃業費間の経費振替】



(2) 補助事業の実施状況に関する調査及び報告

補助事業期間中において、事務局は補助事業の実施状況を確認します。

交付決定後、補助事業期間の開始日から下記の表に記載する時期までに、補助事業の遂行状況について、事務局に報告してください。

【状況報告について】

フォーム名	状況報告書(様式第4) ※jGrants入力フォーム
報告方法	jGrants上の入力フォームへの直接入力によるものとします
報告時期	2023年12月14日(木)～2024年1月19日(金)
留意点	実績報告の提出時期と「(様式第4)状況報告書」提出要否について ・2023年12月14日(木)～2024年1月19日(金)に実績報告を提出する場合は、「(様式第4)状況報告書」の提出は必須ではありませんが、実績報告前に事務局への状況報告を希望される場合は当様式をご活用ください。 ・2024年1月20日(土)以降に実績報告を実施する場合は、「(様式第4)状況報告書」の提出は必須です。

(3) 実績報告に向けた各種書類の入手・保管

補助事業の完了時には後述の実績報告を行う必要があります。実績報告では、履行事実及び支払事実に関する証拠書類を提出する必要があるため、補助事業期間中に発生した見積・発注・納品・検収・請求・支払等に係る証拠書類は、保管・管理を徹底してください。

提出が必要となる証拠書類等は公募要領及び『別紙2)証拠書類等の準備に係る留意点』をご確認ください。

(4) 承継完了報告

経営革新事業においては、事業承継対象期間内(2017年4月1日～補助事業完了期限日)に事業承継を完了することが補助金交付の要件となります(経営者交代型における「未来の承継」を除く)。事業承継を完了した補助事業者のうち、交付申請時に事業承継の完了書類を提出していない方は、以下の期間に「承継完了報告」を速やかに実施し、「対象となる事業承継が本補助金の要件を満たすか」について、隨時事務局の確認を受けてください。

交付申請時点で事業承継の完了書類を提出して採択を受けた事業者および経営者交代型(Ⅱ型)における「未来の承継」として採択を受けた事業者については、承継完了報告の提出は不要です。

事業承継の完了に関する証拠書類として、申請者の属性(法人／個人等)や引継ぎ形態に応じて分類された「実績報告類型番号」(次ページ以降)を参考に、該当の番号欄に記載された必要書類を取り揃え、jGrants上の専用フォームから承継完了報告を実施してください。

【承継完了報告について】

フォーム名	承継完了報告 ※jGrants 入力フォーム
報告時期	2023年12月14日(木) ~ 2024年5月10日(金)
報告方法	jGrants 上の入力フォームへの入力、実績報告類型番号別の必要書類を添付して提出
確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする事業承継が、補助事業の要件を充足しているか。(単一物品／不動産のみの売買やグループ内再編等に相当しないか、等) ・事業承継における被承継者と承継者が交付申請時の情報と相違ないか ・提出された事業承継の証憑に不備・不足はないか
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請日以降 2023年12月14日までに事業承継を完了した事業者は、2023年12月14日以降において速やかに「承継完了報告」を提出してください。 ・事業承継が未完了の事業者は、完了次第速やかに「承継完了報告」を提出してください。

＜承継完了報告にあたっての実績報告番号別の必要書類＞

以下に記載されている事項は、公募要領や『(別紙2)証拠書類等の準備に係る留意点』にも掲載していますので、併せて参照してください。

【1.個人事業主が事業を承継した場合の必要書類】

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類
1	個人事業主	法人	事業譲渡	<p>① 事業譲渡契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等は不可 ■ I型・II型において、親族間にて個人事業を相続または贈与により事業譲渡され、事業譲渡契約書を作成していない場合は、本書類は提出不要 <p>② 移動した資産・負債の一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業譲渡契約書に本記載がない場合
3	個人事業主	個人事業主		<p>③ 事業譲渡が行われたことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書、検収書、開業届等 ■ 親族間等の譲渡で上記①が提出できない場合は、事業引継ぎ事実が確認できる廃業届(被承継者)・開業届(承継者)の双方を提出

				④ 開業届(※1) ■ 交付申請時に開業前の承継者の場合
5	個人事業主	法人 (株式を保有された法人)	株式譲渡	① 株式譲渡契約書
				② 被承継者の株式譲渡前と株式譲渡後の 株主名簿(※3) ■ <u>代表者の原本証明付</u>
				③ 譲渡後に取締役の交代等が行われてい る場合は議事録、及び履歴事項全部証 明書(※2)
				④ 開業届(※1) ■ 交付申請時に開業前の承継者の場合

【2.法人間で事業承継した場合の必要書類】

番号	承継者	被承継者	事業承継 形態	必要書類
2	同一法人		代表者交代	① 履歴事項全部証明書(※2) ■ 代表者の交代事実が履歴事項全部証明 書内で確認できない場合は、閉鎖事項全部証 明書も併せて提出すること ② (未来の承継の場合のみ)後継者候補の 雇用契約書又は役員就任承諾書等
6	法人 (吸収した法 人、事業を譲り 受けた法人)	法人	吸收合併 吸収分割 事業譲渡	① (共通) 承継者の履歴事項全部証明書(※2)
				② (共通) 承継者の承継前と承継後の株主名簿(※ 3) ■ 株主名簿がない形態の法人は議決権が判 る資料を提出すること ■ <u>代表者の原本証明付</u>
				③ (吸収合併の場合) 被承継者の閉鎖事項全部証明書(※2) ■ 吸収合併の旨の記載が確認できるもの

				<p>④ (吸収分割の場合) 被承継者の履歴事項全部証明書(※2) ■ 吸収分割の旨の記載が確認できるもの</p>
				<p>⑤ 事業譲渡契約書 ■ クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等は不可</p>
				<p>⑥ 移動した資産・負債の一覧 ■ 事業譲渡契約書に本記載がない場合</p>
				<p>⑦ 事業譲渡が行われたことを証する書類 ■ 領収書、検収書等</p>
7	法人 (親会社になつた法人)	法人 (子会社になつた法人)	株式交換 株式譲渡	<p>① 株主交換契約書 又は 株式譲渡契約書</p> <p>② 被承継者の承継前と承継後の株主名簿(※3) ■ <u>代表者の原本証明付</u></p> <p>③ 承継者の承継前と承継後の株主名簿(※3) ■ <u>代表者の原本証明付</u></p> <p>④ 承継者の履歴事項全部証明書(※2) ■ 交付申請時に法人設立前の承継者の場合</p>
8	法人 (新設した法人)	法人	新設合併 株式移転	<p>① 合併契約書 又は株式移転計画書</p> <p>② 承継者の履歴事項全部証明書(※2) ■ (新設合併の場合は)合併の旨の記載が確認できるもの</p> <p>③ (新設合併の場合) 被承継者の閉鎖事項全部証明書(※2) ■ 合併の旨の記載が確認できるもの</p> <p>④ (新設合併の場合) 承継者の消滅前の株主名簿(※3) ■ <u>代表者の原本証明付</u></p>

				<p>⑤ (株式移転の場合) 被承継者の承継前と承継後の株主名簿 (※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>代表者の原本証明付</u>
				<p>⑥ 承継者の承継後の株主名簿(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>代表者の原本証明付</u>

【3.法人が個人事業主から事業を承継した場合の必要書類】

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類
9	法人	個人事業主	事業譲渡	<p>① 承継者の履歴事項全部証明書(※2) ■ 法人新設の場合</p> <p>② 事業譲渡契約書 ■クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等は不可</p> <p>③ 移動した資産・負債の一覧 ■ 事業譲渡契約書に本記載がない場合</p> <p>④ 事業譲渡が行われたことを証する書類 ■領収書、検収書等</p> <p>⑤ 事業を譲り受けた法人の、譲受前と譲受後の株主名簿(※3) ■ <u>代表者の原本証明付</u></p>

番号	承継者	被承継者	事業承継形態	必要書類
4	<p>※法人から承継済の個人事業主が、交付申請以降に法人化した場合 >被承継者である法人【A社(代表 A氏)】→(事業承継)→ 承継者である個人事業主【B 氏】 →(B 氏による法人設立)→ 法人【B 社(代表 B 氏)】</p>			
	法人	法人	事業譲渡	<p>① 被承継者法人【A 社】から承継者個人事業主 【B 氏】への事業譲渡契約書 ■クロージング日が別途定められている場合</p>

				<p>にはそれが判る資料も追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産売買契約書等は不可
				<p>② 事業を譲渡した被承継者法人【A 社】の 承継前と承継後の株主名簿(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>代表者の原本証明付書</u>
				<p>③ 事業の譲受けの旨が記載された承継者 【B 氏】の開業届(一部開業含む)(※1)</p>
				<p>④ 事業の譲渡の旨が記載された承継者【B 氏】の廃業届(一部廃業含む)(※1)</p>
				<p>⑤ 事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の 履歴事項全部証明書(※2)</p>
				<p>⑥ 事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の 譲受前と譲受後の株主名簿(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>代表者の原本証明付</u>
				<p>⑦ 事業譲渡契約書</p> <p>■クロージング日が別途定められている場合 にはそれが判る資料も追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産売買契約書等は不可
				<p>⑧ 移動した資産・負債の一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業譲渡契約書に本記載がない場合
				<p>⑨ 事業譲渡が行われたことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■領収書、検収書等
				<p>※個人事業主から承継済の個人事業主が、交付申請以降に法人化した場合 >被承継者である個人事業主【A 氏】→(事業承継)→ 承継者である個人事業主【B 氏】→ (B 氏による法人設立)→ 法人【B 社(代表 B 氏)】</p>
10	法人	個人事業主	事業譲渡	<p>① 事業の譲渡の旨が記載された被承継者 【A 氏】の廃業届(一部廃業含む)(※1)</p>
				<p>② 事業の譲受けの旨が記載された承継者 【B 氏】の開業届(一部開業含む)(※1)</p>
				<p>③ 事業の譲渡の旨が記載された承継者【B 氏】の廃業届(一部廃業含む)(※1)</p>

				④ 事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の履歴事項全部証明書 (※2)
				⑤ 事業を譲受け、法人成した法人【B 社】の譲受前と譲受後の株主名簿 (※3)
				⑥ 事業譲渡契約書 ■クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料も追加 ■ 不動産売買契約書等は不可
				⑦ 移動した資産・負債の一覧 ■ 事業譲渡契約書に本記載がない場合
				⑧ 事業譲渡が行われたことを証する書類 ■領収書、検収書等

(※1)税務申告・届出を電子で行っている場合は受付印がないため、受付が確認できるメール詳細(受付結果)を追加で提出。メール詳細(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出すること。

(※2)発行から 3ヶ月以内のものを提出すること。

(※3)株主名簿がない形態の法人は議決権が判る資料を提出すること。

(補足)免税事業者の場合

免税事業者の場合は上記に加えて、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書(第 5 号様式)」等、免税事業者である事が確認できる書類提出が必要となります。

(5) その他

必要に応じて事務局より、報告または各種書類の提出を求める場合があります。

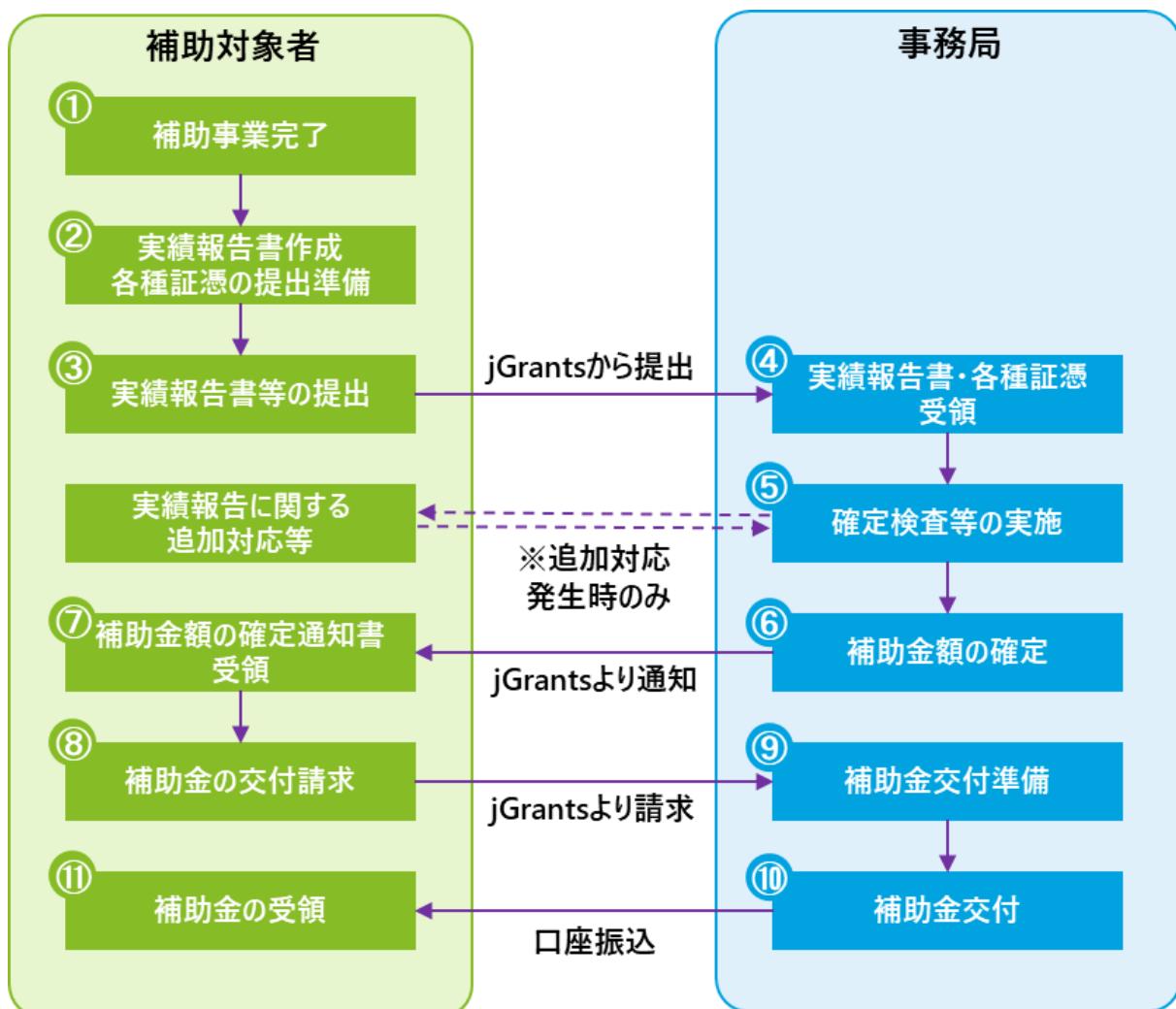
1.4. 補助事業の完了時の手続等

補助事業者が補助事業を完了した場合(又は補助事業期間が終了した場合)は実績報告として、実績報告書(関連証拠書類等を含む)及びその他必要な証拠書類を jGrants から提出して頂きます。

実績報告書類等が提出されたのち、当実績報告内容に基づいて事務局による確定検査が行われます。確定検査を経て補助金額の確定が行われ、補助事業者の確認・請求手続を経て補助金が交付されることになります。

本補助事業において、実績報告から補助金を受領するまでの流れは以下のとおりです。

<補助事業完了後の流れ>



※共同申請をしている補助事業者に関して各種申請・報告等を行う必要がある場合は、申請者が各手続を実施してください。

(1) 実績報告

補助事業者は原則として、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日、又は交付決定通知書に記載された補助事業の完了期限日(2024 年 4 月 24 日)の属する月の翌月の 10 日のうち、いずれか早い日までに、様式第 5 による実績報告書を事務局に提出する必要があります。本補助金では jGrants から、補助事業の実績報告を実施して頂きます。

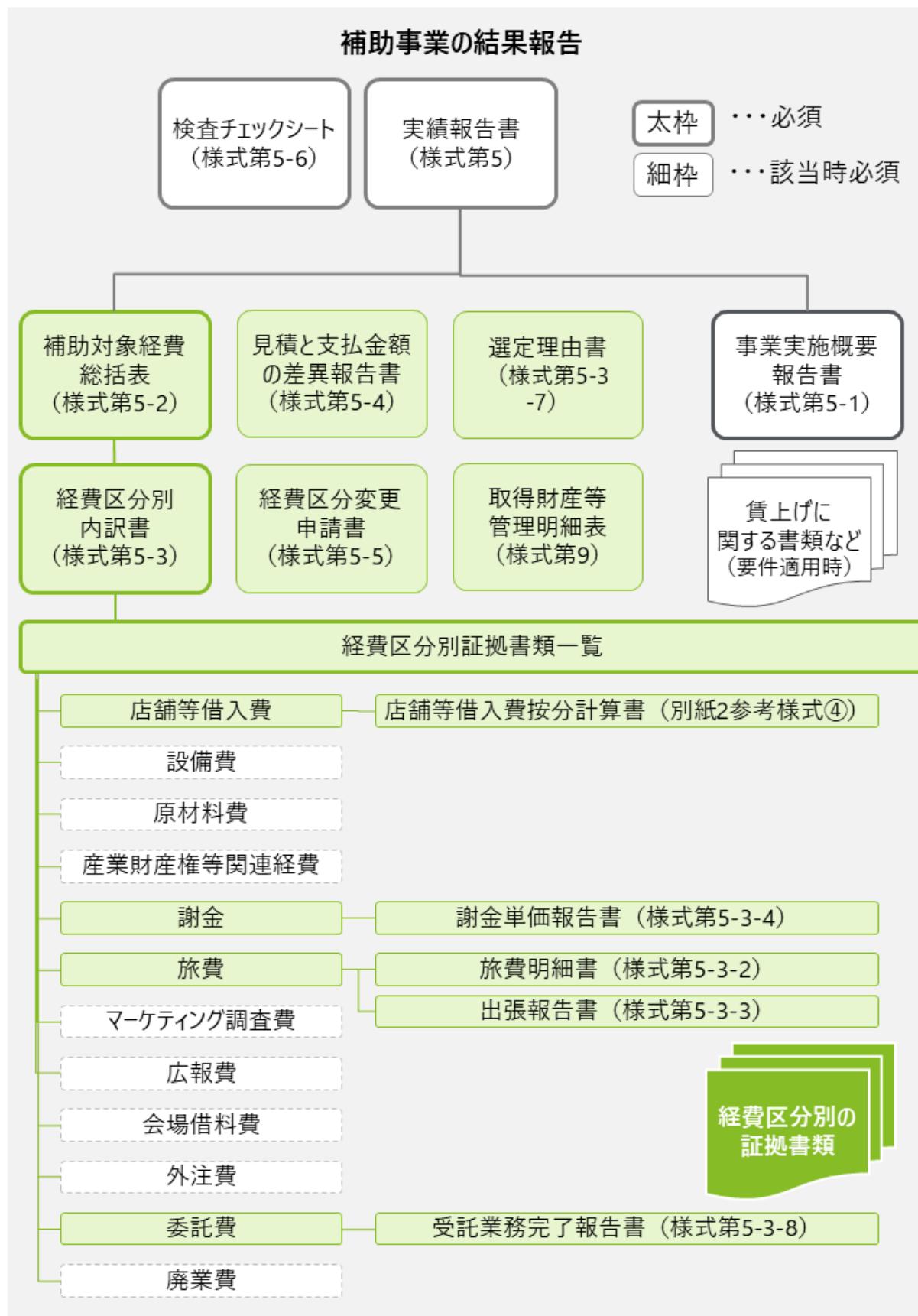
実績報告時に提出が必要な様式及び証拠書類は、次図に示す通り、補助事業の実施結果を総括する『実績報告書(様式第 5)』、『事業実施概要報告書(様式第 5-1)』等の他に、補助対象経費に関する様々な様式があり、経費区分によって提出要否が異なります。

【実績報告について】

フォーム名	実績報告 ※jGrants 入力フォーム
報告時期	2023 年 12 月 14 日(木) ~ 2024 年 5 月 10 日(金)
報告方法	jGrants 上の入力フォームへの入力、(様式第 5)実績報告書をはじめとする各種様式、経費区分別の証拠書類を添付
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・2023 年 12 月 14 日より前に補助事業を完了している事業者は、2023 年 12 月 14 日以降において、速やかに「実績報告」を提出してください。補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過していても、2023 年 12 月 14 日以降に提出を受け付けます。 ・2023 年 12 月 14 日以降に補助事業を完了する事業者は、上記の交付規程第 15 条に定められた期間に則り、実績報告を実施してください。 ・「実績報告」は、「承継完了報告」の jGrants フォームとは別個の運用となります。「承継完了報告」の jGrants フォームから実績報告は実施できませんので、必ずそれぞれの専用フォームから適切な報告を実施してください。

<実績報告に関する各様式の関連図>

実績報告に関する様式の関連は、下図で示す通りです。



<実績報告に関する各様式の概要>

実績報告様式は、補助金 Web サイトからダウンロード可能です。各様式の要否を確認の上、必要事項を記入し、経費等の証憑とともに jGrants より提出してください。尚、各様式の要否詳細および記入方法については、『(別紙 3)実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル』を参照してください。

様式番号	様式名／提出要否		様式の概要
-	実績報告書類チェックリスト	必須	目次を兼ねた実績報告書類のチェックリスト
5	実績報告書	必須	補助事業の実施結果を総括する報告書
5-1	事業実施概要報告書	必須	実施した補助事業の概要に関する報告書
5-2	補助対象経費総括表	必須	補助事業において発生した補助対象経費の総括表
5-3	経費区分別内訳書	必須	補助対象経費の内訳別に金額、契約者、支払負担者等を記入する報告書
5-3-7	選定理由書	該当時 必須	相見積の提出に代わって業者選定理由を記載した理由書
5-4	見積と支払金額の差異報告書	該当時 必須	見積取得時の金額より支払金額が 10% 以上高い場合に提出する報告書
5-5	経費区分変更申請書	該当時 必須	申請時の経費区分に変更が必要となる場合に提出する申請書
5-6	検査チェックシート	必須	実績報告時の遵守事項に関するチェックシート
9	取得財産等管理明細表	該当時 必須	取得価格(又は効用の増加価格)50 万円(財別)以上の財産を取得した場合の明細表
【上記様式以外に経費区分に応じて必要となる各様式】※()は様式番号			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗等借入費－店舗等借入費按分計算書(別紙 2 参考様式④) ・ 旅 費－旅費明細書(5-3-2)、出張報告書(5-3-3) ・ 謝 金－謝金単価報告書(5-3-4) ・ 委託費－受託業務完了報告書(5-3-8) ・ 賃上げ要件適用時－賃金引上げに係る報告書(別紙 2 様式①) <p>※参考様式を除いて該当時必須提出</p>			

(注意事項)

- 各種様式につきましては必ず「経営革新事業」の様式を使用してください。
- 要否詳細および記入方法については、『(別紙 3)実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル』を参照してください。
- 様式や案内資料につきましては、補助金 Web サイトに順次掲載してまいります。
- 同一の Excel ファイル内に複数の様式をパッケージ化している場合がございます。詳細は『(別紙 3)実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル』をご確認ください。

<経費区分別の証拠書類について>

補助事業を実施する中で発生した各経費については、発生状況を『経費区分別内訳書(様式第5-3)』及び、経費区分に応じて提出が必要となる各様式にまとめてください。

見積書、発注・契約書、請求書、支払証憑等の証拠書類については、経費ごとに必要となる書類や仕様が異なりますので、別資料として案内しております【(別紙2)証拠書類等の準備に係る留意点】の内容を参考に取り揃えてください。

(2) 補助金額の確定

実績報告に関する各様式及び証拠書類等を検査の上、補助金額の確定を行います(「2.検査」を参照)。

本事務局は、補助事業で使用された経費の内容が、「2.2 検査の着眼点」の内容に適合するか否かを検査し、適合すると認めたものについて、交付補助金額を確定します。補助金確定額は、『補助金額の確定通知書(様式第17)』により事務局からjGrantsにて補助事業者に通知します。

なお、補助金確定額は、交付決定額の範囲内で1円未満を切り捨てた額になります。

※『実績報告書(様式第5)』及び証拠書類等を検査した結果、事務局が本補助金における補助対象経費として不適切と判断したものは、『交付決定通知書(様式第1)』にて補助金交付予定額と定めた金額内であっても補助の対象となりません。

(3) 補助金の交付

事務局は、『補助金額の確定通知書(様式第17)』を作成し、jGrants上にて補助事業者に通知します。補助事業者は、『補助金額の確定通知書(様式第17)』に記載された内容を確認するとともに、当書面上に記載されている補助金の交付請求期限までに、jGrants上に銀行口座情報を入力する等の所定の手続を実施してください。

所定の手続が完了次第、本事務局にて、補助事業者が指定する振込先に補助金を振り込みます。

※jGrantsの入力フォームへの銀行口座情報の入力は 細心の注意を払って入力してください。入力情報に誤りがあると、適切に交付処理ができないことがある点、ご留意ください。

※共同申請した場合、補助金の交付は各補助事業者の補助対象経費への負担額に応じて交付されます。

1.5. 補助事業終了後の手続等

補助金の交付を受けた補助事業者には、補助事業期間中のみでなく、事業終了後においても、以下に定めるとおり一定の管理・報告等の義務が生じます。

(1) 証拠書類等の保管

補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、管理・保管する義務を負います。

また、下記「(4)経過報告」にて記載の事業化状況及び収益状況の報告を行った場合、当該報告の内容の証拠となる書類について、当該報告を行った日から5年間、管理・保管する義務を負います。

(2) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

消費税及び地方税額の確定に伴う報告について、補助金額確定の際の補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額が減額されているため、報告は原則不要となります。

何らかの事情で補助対象経費から消費税額及び地方消費税額を減額していない場合は、同税額が確定した後、速やかに事務局までご連絡ください。

(3) 取得財産等の管理及び処分

補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、一定の条件を満たした取得財産等については補助事業終了後も一定期間、その処分等につき、事務局の承認を受ける必要があります。

① 管理台帳の整備

補助事業者は、取得財産等について、『取得財産等管理台帳(様式第8)』を備え、当該取得財産等について適切に管理するとともに、実績報告時に『取得財産等管理明細表(様式第9)』を提出する必要があります。

② 財産処分の制限

取得価額が1件あたり50万円(消費税抜き)以上の取得財産等については、補助事業終了後一定期間(※1)において、取得財産等の処分(※2)を行う場合、『財産処分承認申請書(様式第10)』を事前に事務局に提出し、承認を受けなければなりません。

※1 一定期間:取得資産ごとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」で定める期間

※2 処分:補助金の交付目的外に使用すること。他の者に貸し付け若しくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等

(4) 経過報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する事業年度の終了後 5 年間にわたって、国の会計年度終了(3月末)後 90 日以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する『事業化状況報告書(様式第 11)』によって、補助事業の成果を、事務局に対して jGrants にて報告してください。

経過報告に関する詳細は、『補助金額の確定通知書(様式第 17)』と併せて事務局より jGrants にて連絡します。

【提出書類等】

様式名	事業化状況報告書(様式第 11) ※jGrants フォームを想定
提出書類	(報告期間の)決算書(写し)
	税務申告書(写し)

【報告のタイミング】

※報告時期については、実際の補助事業終了日と、自社の事業年度末の時期を確認の上、以下の例を参照しながら確認してください。

(例①)

前提	事業形態 : 法人
	補助事業期間 : 2023 年 9 月～2024 年 4 月(補助事業完了期限日まで実施した場合)
	補助事業者の事業年度末 : 3 月末
1 回目	2025 年 4 月～2026 年 3 月の事業化状況を、2026 年 4 月以降 6 月末までに報告
2 回目	2026 年 4 月～2027 年 3 月の事業化状況を、2027 年 4 月以降 6 月末までに報告
3～5 回目	1 回目、2 回目に倣い、同様の期間で実施する

(例②)

前提	事業形態 : 個人事業主
	補助事業期間 : 2023 年 9 月～2024 年 4 月(補助事業完了期限日まで実施した場合)
	補助事業者の事業年度末 : 12 月末
1 回目	2025 年 1 月～2025 年 12 月の事業化状況を、2026 年 4 月以降 6 月末までに報告
2 回目	2026 年 1 月～2026 年 12 月の事業化状況を、2027 年 4 月以降 6 月末までに報告
3～5 回目	1 回目、2 回目に倣い、同様の期間で実施する

(5) 事業の廃止

補助金の交付を受けた後から補助事業年度終了後 5 年以内の期間において、当該補助事業の廃止をしようとする時は、『廃止承認申請書(様式第 20)』による申請を行ってください。当該申請が事務局により承認された場合、以降の経過報告は不要となります。

事業の廃止に関する詳細は、『補助金額の確定通知書(様式第 17)』と併せて本事務局より jGrants にて連絡いたします。

(6) 収益納付

補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により、一定以上の収益が生じた場合、交付した補助金の全部または

一部を事務局に納付していただく場合があります。収益納付の計算式につきましては、『事業化状況報告書(様式第11)』にある計算式を参照ください。

(7) 産業財産権等の取得等に伴う届出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権または商標権等(以下、「産業財産権等」という。)を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、『産業財産権等取得等届出書(様式第12)』を事務局に対して報告してください。なお、報告はjGrants上のフォームより実施してください。

1.6. 経費処理の一般的注意事項

ここでは、補助事業の経費処理を行う上で的一般的な規定や注意事項等を説明します。

補助対象経費の費目、補助対象経費の要件等については、公募要領に記載の内容をご確認ください。

(1) 経費処理の証拠書類の整理について

補助事業に要した経費については、他の経費と混同しないよう、入出金を日々記載・記帳し、その出納を明らかにしてください。

保管等については、前述の『1.5 補助事業終了後の手続き等』を参照してください。

証拠書類については、基本的に以下の①～⑤のことが遵守されているか確認を行います

- ① 当該補助事業の遂行のために必要な経費であること
- ② 当該補助事業期間中に経費が発生し、かつ支払われていること
- ③ 経済性や効率性を考慮して経費を使用していること
- ④ 履行事実・支払事実が証明できること
- ⑤ 法令や経産省の規程等(補助事業事務処理マニュアル等)に照らして適正であること

(2) 経費区分における適切な費目の申請について

補助対象経費は適切な経費区分で申請されている必要があります。交付申請時に、事業費又は廃業費として計上した経費区分が適切でない場合で変更が必要な場合(形式的な変更であり、計画内容そのものの変更ではないこと)には、『経費区分変更申請書(様式第5-5)』に変更内容を記入の上、『実績報告書(様式第5)』等と併せて実績報告時に提出してください。なお、経費区分に誤りがある経費は補助金交付の対象外となる場合があります。経費区分の変更が必要な場合は、必ず『経費区分変更申請書(様式第5-5)』を提出してください。

※各経費区分の適切な費目は【公募要領】(別紙)補助対象経費を確認してください。

(経費区分として適切な費目の申請例)

申請例	適切な申請	不適切な申請
Webサイト制作や看板製作等の広告費用	外注費	設備費、広報費

2. 検査

2.1 検査の概要

検査とは、当該事業の適正な執行を確保するための書面検査及び必要に応じて行う現地調査のことを指します。書面検査は、検査に必要な書類を事務局が検査するもので、また現地調査は、事務局が事業実施場所等に赴き、事業の進捗、経費の発生状況等を確認するものです。

検査の種類は以下のとおりです。

確定検査	補助事業終了後、実績報告を受けた後に行う検査で、実績報告の内容に基づき、書面検査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果、経費処理の状況等を確認します。当該検査を以て補助金の額が確定します。
その他検査	補助事業期間終了後、上記以外に必要があると認めた場合に行う検査です。

2.2 検査の着眼点

実績報告に関する各様式及び証拠書類の内容に基づいて、以下の着眼点で検査を行います。

- 事業承継対象期間内に承継者と被承継者との間で事業の承継を行った事実が確認できること
- 交付申請内容に整合した事業承継事実・補助事業実施事実が確認できること
- 申請された経費が補助対象経費としての要件に合致し、その妥当性が確認できること
- 補助事業期間内に経費の契約から支払までが行われており、その事実が確認できること

尚、実績報告に関する各様式及び証拠書類等を検査した結果、事務局が本補助金における補助対象経費として不適切と判断したものは、『交付決定通知書(様式第1)』にて補助金交付予定額と定めた金額内であっても補助の対象となりません。

2.3 確定検査の実施に際して

事務局で内容を検査した上で、追加で対応していただくことがある場合は、事務局より jGrants 等からご連絡いたします。

速やかに対応いただけない場合は、補助金交付ができない場合がありますので、必ず対応してください。

お問い合わせ先

● 本補助事業に関する Web サイト

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金 Web サイト

<https://jsh.go.jp/r4h/>

● 本補助事業のお問い合わせ先

事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新事業)

050-3000-3550

お問い合わせ受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

※事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用事業)のお問い合わせ先は異なります。

変更履歴(2023年9月21日付)

Ver.	ページ	変更内容
Ver.1.1	P.10	<p>状況報告提出上の留意点につき、日付を修正</p> <p>(誤)・2023年12月14日(木)～2024年5月10日(金)に実績報告を提出する場合は、「(様式第4)状況報告書」の提出は必須ではありませんが、実績報告前に事務局への状況報告を希望される場合は当様式をご活用ください。</p> <p>(正)・2023年12月14日(木)～2024年1月19日(金)に実績報告を提出する場合は、「(様式第4)状況報告書」の提出は必須ではありませんが、実績報告前に事務局への状況報告を希望される場合は当様式をご活用ください。</p>